

阪南市都市計画マスタープラン 概要版（案）

都市計画マスタープランとは

- 都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めます。
- 上位計画である「阪南市総合計画」に即した、都市計画についての体系的な指針となるよう定めます。
- まちの整備・開発・誘導や保全に関する、より具体的な指針としての役割を果たします。
- 社会経済情勢のさらなる変化への対応、上位計画の見直し等との整合を図るため改定を行います。
- 計画の目標年次は、概ね10年後の令和14（2032）年度です。

都市づくりの将来目標

上位計画である「阪南市総合計画」の将来像“共創による新しい地域価値が創造され、誰もが輝ける舞台都市・阪南”を踏まえ、都市計画分野における将来ビジョンは以下のとおりとします。

共創の舞台を支える 安全・安心に、快適に、魅力的に
暮らし続けることができるまち 阪南

まちづくりの方針

都市計画分野の将来ビジョンを踏まえ、本市の課題解決に向けたまちづくりの方針として、以下の8つの方針を掲げます。

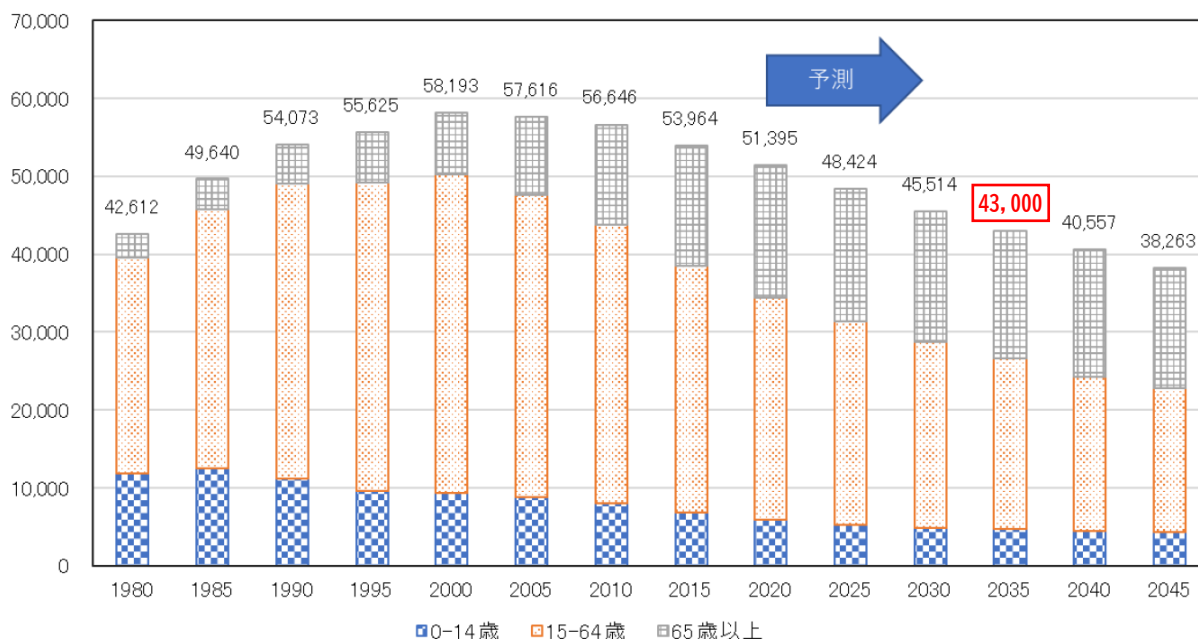
- **生活基盤が整った安心して暮らせるまちづくり**
 - ・道路や公園、上下水道等のインフラの整備により、生活基盤が整った誰もが安心して暮らせるまちをめざします。
- **すべての人が活動・移動しやすいまちづくり**
 - ・道路の段差解消や公共交通の利便性を確保するなど、すべての人が活動・移動しやすいまちをめざします。
- **中心市街地の賑わいや市街地の活力を高めるまちづくり**
 - ・中心市街地における都市機能の集積や空き家等の既存ストックの有効活用等を図り、活力あふれるまちをめざします。
- **多世代間の交流が盛んなにぎわいあるまちづくり**
 - ・多様な世代が気軽に集い・交流することができる場を創出し、地域の支え合いの中で楽しんで暮らすことができるまちをめざします。
- **交通網を活かし産業が活性化するまちづくり**
 - ・広域交通網の利便性を活かした新たな産業の誘致や地域産業の活性化により、活力とにぎわいあるまちをめざします。
- **災害に強い防災・減災のまちづくり**
 - ・ハード面だけでなくソフト面からも防災・減災対策に取り組み、災害に強い安全・安心なまちをめざします。
- **阪南の豊かな自然を守り親しむまちづくり**
 - ・山や海、河川、田園といった阪南の豊かな自然を保全・活用し、自然環境と調和した魅力あるまちをめざします。
- **阪南らしい文化や景観に愛着と誇りを感じるまちづくり**
 - ・阪南らしい文化や景観の保全・活用を図り、市民がわがまちに愛着と誇りを感じられるまちをめざします。

将来の人口

将来人口については、上位計画である「阪南市総合計画」を踏襲し、令和 17（2035）年の人口を 43,000 人と想定します。

総合的かつ計画的なまちづくりを推進し、若い世代や子育て世代の移住・定住を進め、年齢構成のバランスが取れた持続可能なまちをめざします。

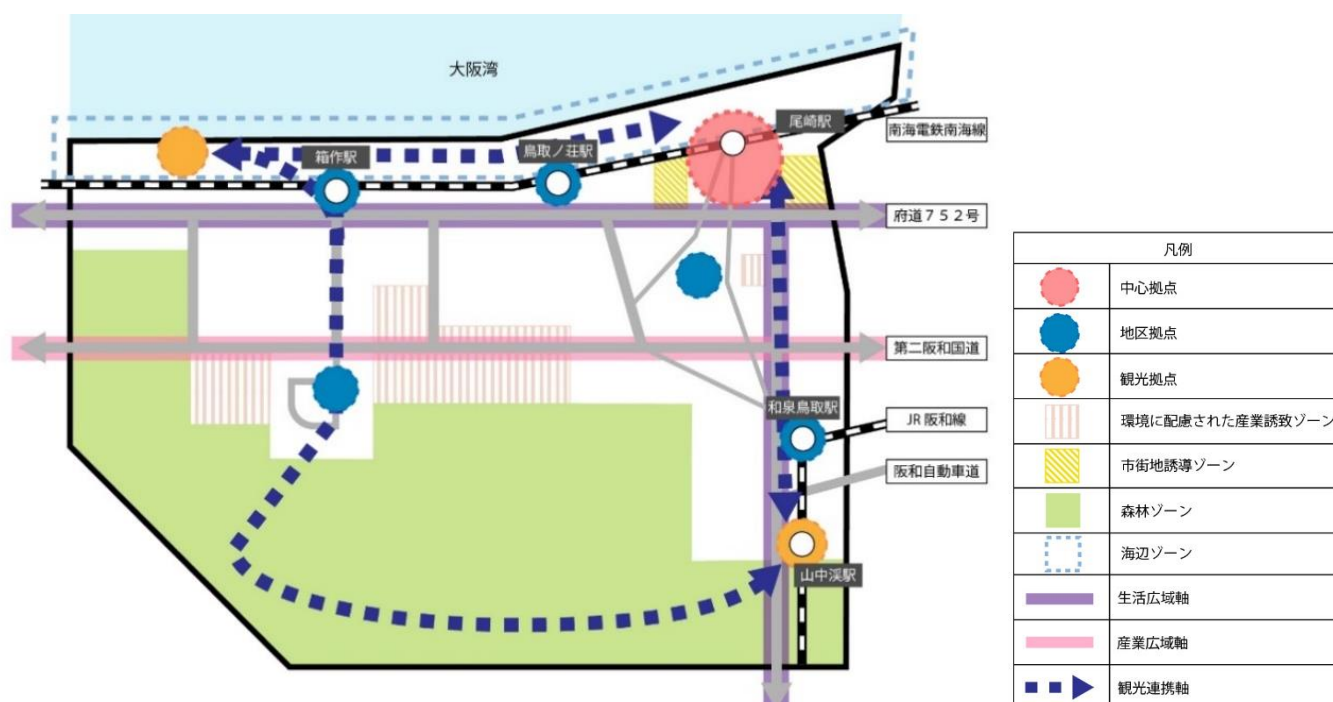
■ 3 区分別の将来推計人口



将来都市構造

将来都市構造についても、上位計画である「阪南市総合計画」を踏襲し、以下のとおりに設定します。

■ 将来都市構造図



全体構想・地域別構想

全体構想及び地域別構想では、まちづくりの方針に合わせ、「土地利用」、「都市施設」、「市街地開発」、「都市防災、環境保全・活用」といった分野ごとの施策を定めます。

土地利用に関する主な施策

【中心市街地エリア】

- ・尾崎駅周辺では、様々な都市機能を誘導する本市の中心市街地として、子育て世代や高齢者の交流など、賑わいの創出や本市での快適な生活を支える拠点の形成に向けた土地利用を図ります。

【市街地エリア】

- ・専用住宅等の住宅を中心とする地区では、居住環境の維持・向上とともに、自然と共生する土地利用の充実を図ります。特に居住環境の維持・促進を図る区域においては、公共交通により市民が安心・安全・快適に暮らすことができる環境の形成に向けた土地利用を図ります。なお、上記以外の区域についても、ゆとりある生活等、郊外の特性を活かした特色ある魅力的な地域環境を形成します。

【新市街地エリア】

- ・第二阪和国道のランプ周辺を中心とした沿道地域では、広域で物流・産業の流動化を図ります。また、周辺環境に配慮しつつ、産業誘致を促進します。

都市施設に関する主な施策

【都市の骨格を形成する幹線道路網の整備】

- ・第二阪和国道の4車線化に向けて、国へ要請していきます。

【公共交通と自動車交通のインテグレーションの実現】

- ・これまでの自動車中心の移動手段から、公共交通と自動車交通の融合を推進することで、目的や状況に応じて多様な移動手段が選択できる交通体系の構築を図ります。

【駅周辺における歩いて暮らせるまちづくりの推進】

- ・駅周辺地区における歩いて暮らせるウォーカブルなまちづくりの推進を図ります。

【必要性や投資効果を勘案した公共下水道整備の推進】

- ・公共下水道（汚水）について、立地適正化計画における居住促進区域の範囲を踏まえ、認可区域の見直しを行うとともに、浄化槽の整備も含めた整備を促進します。

【都市公園の整備】

- ・せんなん里海公園等においては、ポテンシャルを活用し、市域の観光・レジャー機能の充実をめざし、レクリエーションなどにおける観光連携を図ります。

市街地開発に関する主な施策

【基盤整備と併せた土地の有効・高度利用の誘導】

- ・駅前広場整備や駅周辺道路及び尾崎駅までのアクセス道路等の基盤整備の推進と併せて、土地の有効・高度利用の誘導を図ります。

【少子高齢化に対応した暮らしやすい中心市街地づくりの誘導】

- ・中心市街地エリアにおける公共スペース等で、子育て世代と高齢者層を中心とした多世代が交流する事で賑わいを生み、健康になれるまちをめざすため、市民とともに取り組みます。

【尾崎駅周辺の再整備・活用】

- ・本市の中心市街地である尾崎駅周辺については、既存ストックの有効活用や学術機関との連携等による多世代交流を促進するなど、賑わいの創出に向けた駅前の再整備を検討します。

【計画的かつ良好な市街地形成の誘導】

- ・産業誘致や中心市街地エリア周辺の土地利用に対応していくために上位計画に位置付けられている新市街地に限定し、土地区画整理事業や市街化調整区域における地区計画制度などを活用し、計画的な市街地形成を誘導します。

都市防災、環境保全・活用に関する主な施策

【防災・減災に資するまちづくりの推進】

- ・一時避難場所や復旧基地など、減災に資する生産緑地地区等の保全、オープンスペースの確保、都市公園等の整備・保全を進めます。

【津波対策等の推進】

- ・津波被害を想定しつつ、津波避難ビルの立地誘導と指定促進や、避難所・避難地の安全性の確認と必要に応じた見直し等、適切な対策を図ります。

【まちなかのみどり空間の充実】

- ・アダプト制度の活用促進を図りつつ、主な幹線道路や駅周辺等における道路緑化の充実を図るとともに、沿道民有地の緑化推進を図り、緑被率の高い市街地環境の形成を進めます。

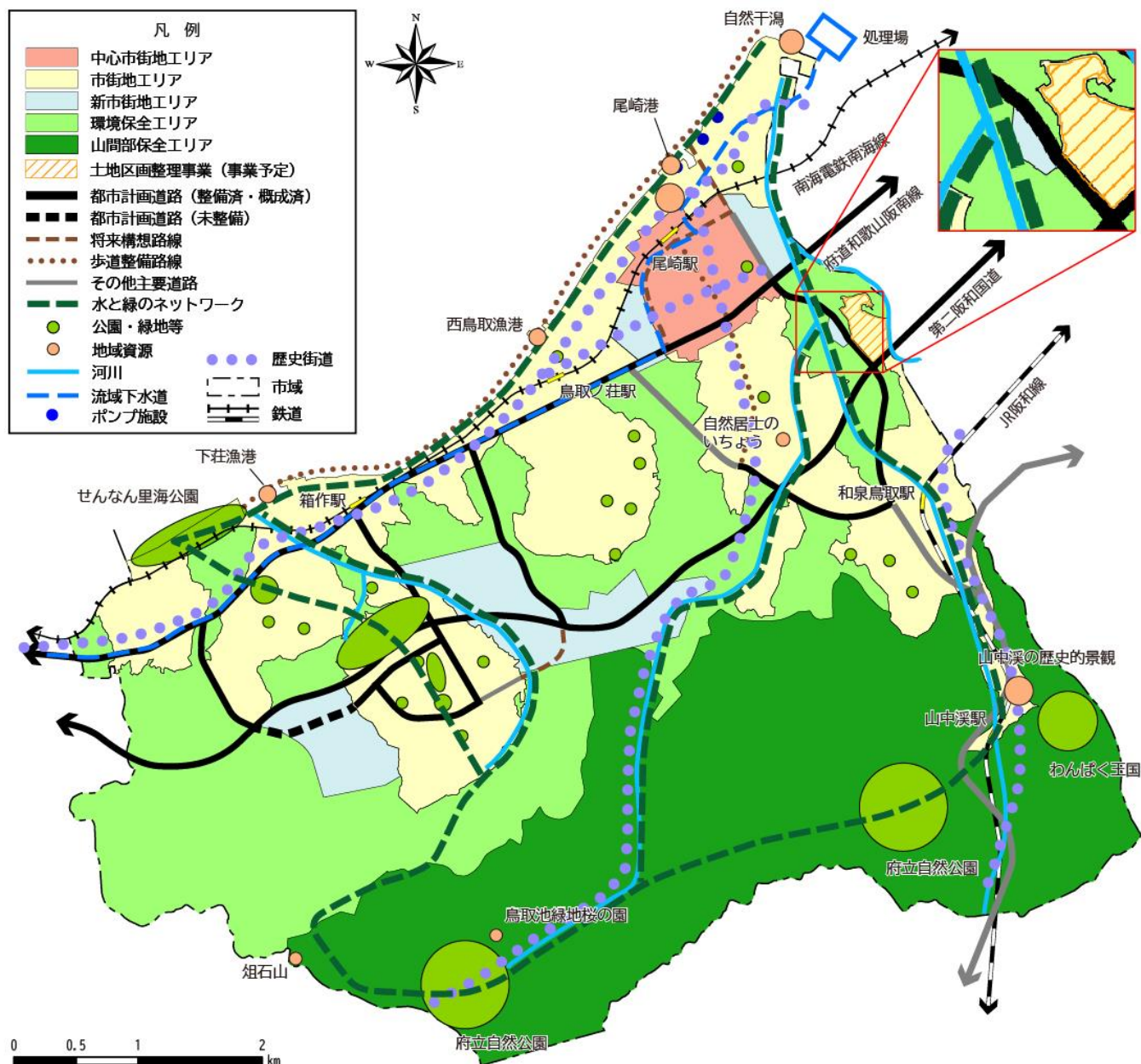
【良好な森林環境を活かした交流人口の拡大】

- ・和泉山系の府立自然公園やハイキングコースにおいて、案内等の充実やPRの促進等により、交流環境の充実を図ります。

【歴史的資源を活かした個性ある景観の保全と魅力向上】

- ・歴史的な建物やまちなみについて、良好な景観資源の保全を図ります。

■ まちづくり方針図（土地利用、都市施設、市街地開発、都市防災、環境保全・活用の合成図）



実現に向けて

まちづくりの実現に向けて、「産」・「学」・「民」等の多様な主体との連携を図るとともに、「庁内」においても連携を図るなど、計画の実現に向けた推進体制を構築していきます。

また、以下に示す Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）に基づいた PDCA サイクルを適用することで、適切な計画の進行管理を行います。

Plan（計画）

- ・計画の策定及び改定

Action（改善）

- ・社会経済情勢の変化等への対応
- ・計画の見直し



Do（実行）

- ・計画に基づく施策等の実施

Check（評価）

- ・計画の達成状況の把握